

# 区民委員会議案説明資料

令和3年6月29日

件名	頁
1 第58号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2

(区民部)

件 名	<b>足立区特別区税条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	区民部 課税課
内 容	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）等が公布・施行されたことに伴い、足立区特別区税条例の一部を改正する。</p> <p>主な改正の概要（詳細は別紙・新旧対照表のとおり）</p> <p><b>1 特別区民税</b></p> <p>（1）住宅ローン控除の特例の延長 住宅ローン控除の控除期間 1 3 年間の特例措置について、一定期間内に契約した場合、令和 4 年末までの入居者を対象とする。 ※ 住宅ローン控除…住宅ローンの年末残高の 1 % を所得税額から控除し、控除しきれない場合は区民税額から控除する制度。なお、区民税の減収額は全額国費で補填される。</p> <p>（2）セルフメディケーション税制の延長 セルフメディケーション税制の適用期限を 5 年間延長し、令和 9 年度までの区民税を対象とする。 ※ セルフメディケーション税制…特定の一般市販薬を一定額以上購入した場合において、その購入費用について所得控除が受けられる制度。</p> <p><b>2 軽自動車税</b></p> <p>（1）種別割のグリーン化特例の見直し 現行の軽自動車税（種別割）におけるグリーン化特例について、対象の見直しを行ったうえで 2 年間延長する。令和 4 年度までに新規取得した軽自動車について、その翌年度分の税率軽減をする。 ※ グリーン化特例…燃費性能が良く環境に配慮された三輪以上の対象軽自動車を取得した場合、取得翌年度の軽自動車税（種別割）が 1 年に限り軽減される制度。</p>
今後の方針	<p>施行年月日 公布の日：上記 1（1）、2（1） 令和 4 年 1 月 1 日：上記 1（2）</p>

足立区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (区民税の非課税の範囲)</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (区民税の非課税の範囲)</p>
<p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税にかかる所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の _____の 数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(均等割の税率の軽減)</p>	<p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税にかかる所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族<u>（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）</u>の <u>（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）</u> 数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(均等割の税率の軽減)</p>
<p>第14条 区民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族_____ _____ 1,500円</p> <p>(2) 前号に掲げる者を2人以上有する者 1,000円 (寄附金税額控除)</p>	<p>第14条 区民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族<u>（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）</u> _____ <u>（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）</u> 1,500円</p> <p>(2) 前号に掲げる者を2人以上有する者 1,000円 (寄附金税額控除)</p>
<p>第19条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第</p>	<p>第19条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第</p>



改正前	改正後
<p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの_____を除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの_____を除く。)</p>	<p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く</u>。)</p>
<p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称</p>	<p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称</p>

改正前	改正後
<p>(2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u> 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項_____において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養</p>	<p>(2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養</p>

改正前	改正後
<p>親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称  (2) 扶養親族の氏名  (3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、</p>	<p>親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称  (2) 扶養親族の氏名  (3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、</p>

改正前	改正後
<p>同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (特別徴収税額の納入の義務)</p>	<p>同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (特別徴収税額の納入の義務)</p>
<p>第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。</p>	<p>第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。</p>
<p>(特別徴収税額)</p> <p>第36条の8 第36条の7の規定により徴収すべき分離課税にかかる所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び第36条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第36条の7の規定により徴収されたまたは徴収されるべき分離課税にかかる所得割の額を控除した残額に相当する税額</p>	<p>(特別徴収税額)</p> <p>第36条の8 第36条の7の規定により徴収すべき分離課税にかかる所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第36条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第36条の7の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税にかかる所得割の額を控除した残額に相当する税額</p>
<p>2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第36条の7の規定により徴収すべき分離課税</p>	<p>2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第36条の7の規定により徴収すべき分離課税</p>

改正前	改正後
<p>にかかる所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額とする。</p>	<p>にかかる所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額とする。</p>
<p>(退職所得申告書)</p>	<p>(退職所得申告書)</p>
<p>第36条の9 退職手当等の支払を受ける者で、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに、規則で定める申告書を、その退職手当等の支払をする者を経由して、区長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p>	<p>第36条の9 退職手当等の支払を受ける者で、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに、規則で定める申告書を、その退職手当等の支払をする者を経由して、区長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、<u>その申告書は、その受理された時に区長に提出されたものとみなす。</u></p>	<p>2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、<u>退職所得申告書は、その受理された時に区長に提出されたものとみなす。</u></p>
	<p>3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p>
<p>(延滞金の割合等の特例)</p>	<p>(延滞金の割合等の特例)</p>
<p>第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条</p>	<p>第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条</p>

改正前	改正後
<p>の14第2項、第51条の3第5項及び第52条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。<u>次項において同じ。</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>の14第2項、第51条の3第5項及び第52条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
<p>（区民税の所得割の非課税の範囲等） 第2条の2の2 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第15条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族</p>	<p>（区民税の所得割の非課税の範囲等） 第2条の2の2 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第15条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項にお</p>
<p>_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第9条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p>いて同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第9条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>
<p>2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第18条及び第18条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第18条及び第18条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用については、同項中「第18条から前条まで」とあるのは「第18条から前条まで及び付則第2条の2の2第2項」とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用については、同項中「第18条から前条まで」とあるのは「第18条から前条まで及び付則第2条の2の2第2項」とする。</p>
<p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>	<p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>
<p>第3条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の区民税に限り、</p>	<p>第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の区民税に限り、</p>

改正前	改正後																										
<p>法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p>	<p>法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p>																										
<p>第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																										
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																									
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円																									
	10,800円	12,900円																									
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円																									
	5,000円	6,000円																									
第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																									
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円																									
	10,800円	12,900円																									
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円																									
	5,000円	6,000円																									
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																										
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円														
第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																									
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円																									
第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																									
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円																									

改正前			改正後		
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円		10,800円	5,400円
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円

改正前			改正後		
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円
5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。				
6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車			8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車		

改正前	改正後
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p>	<p>(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に對する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p>

改正前	改正後
<p>第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p>	<p>第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p>
	<p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>
	<p><u>付 則</u> (施行期日)</p>
	<p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
	<p>(1) 第19条第1項の改正規定及び付則第3条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日</p>
	<p>(2) 第10条第2項、第14条第1号、第24条の3第1項及び第36条の7の改正規定並びに付則第2条の2の2第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日</p>
	<p>(区民税に関する経過措置)</p>
	<p>第2条 この条例による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）第19条第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の足立区特別区税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第19条第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。</p>
	<p>2 新条例第24条の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法によ</p>

改正前	改正後
	<p>る同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第24条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第24条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第24条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例の規定中個人の区民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和5年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>